

広島県告示第百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によつて、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十三年三月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人楽生会	竹原市下野町一七四四番地	デイサービス竹の子	竹原市下野町一六五六番地一〇	平成二十三年二月一日
有限会社いわさき	東広島市安芸津町風早一二五七番地	いわさき福祉用具貸与事業所	東広島市安芸津町風早一二五七番地	平成二十三年一月一日
有限会社いわさき	東広島市安芸津町風早一二五七番地	いわさき特定福祉用具販売事業所	東広島市安芸津町風早一二五七番地	平成二十三年一月一日
医療法人社団清流会	廿日市市串戸四丁目二番一六号	廿日市デイサービス新宮	廿日市市新宮二丁目一番一五号	平成二十三年一月一日
医療法人社団せがわ会	山県郡北広島町今田三八六〇番地	千代田病院訪問介護事業所	山県郡北広島町今田三八五〇番地	平成二十三年一月一日
有限会社スマイル	広島市西区井口明神二丁目八番四号	デイサービスグリーンヒルズ	安芸郡府中町茂陰一丁目一〇番二一号	平成二十三年一月一日
株式会社ニックスケア	安芸郡府中町鶴江二丁目二〇番五号	ニックスケアデイサービスセンターみくまり	安芸郡府中町鶴江二丁目二〇番五号	平成二十三年一月一日